

第 16 - 21 号 アメリカのペイオフ対策（その 2）

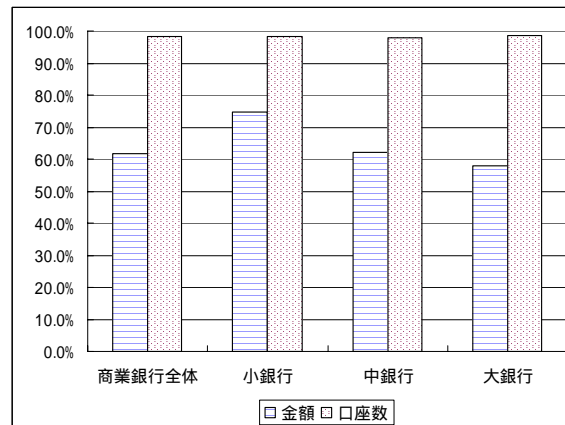
本号では、[第 16-19 号](#)に引き続き、アメリカのペイオフ対策についてご紹介します。

1. アメリカにおけるペイオフ対策

(1) 米国預金者のペイオフ対策

- ・当初から、ペイオフが「解禁」されていた米国では、ペイオフ対策は預金者自身が考えなければならない、という考え方が徹底されています。具体的には、預金を複数の金融機関に分散することにより、1つの金融機関に対しては預金保険限度額内の預金しか預けないことが基本となっています。例えば、下のグラフにあるとおり、銀行の規模の大小に関わらず、口座数の約 98% は 10 万ドル（約 1,100 万円（\$1 = ¥110））未満の預金保険対象預金となっています。つまり口座数で言えば、ペイオフの際に預金の一部がカットされる可能性がある口座は全体の 2% 程度と少なく、これが米国でペイオフが頻繁に行われても取り付け騒ぎがめったに起きない最大の理由となっています。

米国商業銀行の預金保険限度額以下預金の米国内預金全体に対する割合



出典：連邦預金保険公社

小銀行は総資産 1,100 億円以下、中銀行は 1,100 億円～1.1 兆円、大銀行は 1.1 兆円超

- ・一方、金額にすると、預金保険限度額内の預金の割合は銀行の規模によりややバラツキがあり、総資産 1,100 億円以下のいわゆるコミュニティバンククラスでは、75% が預金保険対象となっていますが、1.1 兆円を超える大銀行では 58% が預金保険対象預金となっています。裏を返せば、数にして 2% の大口口座が、金融機関の預金額の 25%～42% を占めていることを意味しており、大口預金者からすればペイオフ対策は重大な課題となっています。特に地方政府などの大口預金者は、預金する金融機関から担保を徴求して保全を図っている場合もあります。

- ・一方、個人預金者についても、自分の取引している金融機関の財務状況をよく理解した上で取引金融機関を決定することは理想ではありません。例えば、銀行の財務諸表や第三者機関によるその銀行の格付けをチェックする方法があります。実際、米国には、銀行専門の格付機関はいくつかあり、中には全金融機関の格付けをインターネットで無料で公開している格付機関もあります。しかしながら、大部分の個人預金者は預金保険限度額内の預金しか持っていないため、自分が預金している銀行の格付けや財務内容にはさほど興味はなく、単に近いとか便利などの理由で銀行を選定している面もあります。

(2) 米国コミュニティバンクのペイオフ対策

5行の米国コミュニティバンクの経営者に、ペイオフ対策についてインタビューを行ったところ、次のような対策を行っているとのことでした。

- ・当行の安全性を気にしている顧客に対しては、当行の財務諸表を定期的の開示している。また、大口預金者の希望に応じて、通常の連邦預金保険公社（FDIC）の預金保険に加えて、民間の保証会社の預金保険に加入することもある。民間の預金保険料は対象預金額の 0.15%程度であり、保険料負担はその預金者に転嫁している。ただし、大部分の大口預金者は当行の安全性を信頼しており、特に何もしていない。（総資産約 230 億円の銀行の頭取）
- ・我々が常日頃心がけていることは、顧客との密接な信頼関係である。当行の経営者は顧客のことを本当に良く知っている。また、リスク管理面言えば、やはり自己資本比率を高くしておくことに尽きる。ただし、現状、米国の金融機関に対する監督当局による監督により、コミュニティバンクの破綻もここ数年は極めて少ないことから、預金者のコミュニティバンクに対する信頼感は相当厚く、「ペイオフ」が問題になるような状況にはなっていない。（総資産約 400 億円の銀行の頭取）
- ・当行では、毎四半期ごとに全預金者宛にニュースレターを送付しており、その中で当行の安全性について絶えず PR している。また、格付け会社による当行の格付けが高いことも PR 材料にしている。当行の預金のうち、899 口座、金額にして預金総額の約 3 分の 1 は預金保険限度を超える預金であるが、そうした預金者も当行の安全性について信頼してくれている。（総資産約 600 億円の銀行の頭取）
- ・大手法人顧客とは、レポ取引口座とのスweep勘定を設定している。預金保険限度額超の預金を夜にレポ取引口座に移す。（注：アメリカのレポ取引は、買戻し条件付の債券取引。実質的には銀行が国債を担保に法人から資金を借りる。）朝になると、預金口座に資金を戻す。また、CDARS（コラム16-19号参照）の相対バージョン、つまり親密で信頼できる銀行と CD を斡旋し合うことも行っている。（総資産約 1,000 億円の銀行の経営幹部）
- ・米国の預金保険制度では、1人当たり 10 万ドル（約 1,100 万円）が限度額となっているが、実際には夫婦それぞれの名義で 10 万ドル、夫婦連名口座が別枠で 10 万ドル保険対象となるなど、夫婦だけでも合計 30 万ドルの限度額となり、子供がいればさらに限度額は拡大するため、大抵の預金者にとってはこれで十分となっている。また、大銀行と比較してコミュニティバンクだからといってリスクが高いというイメージを普通の預金者は持っていない。当行について、も

し安全性に懸念がある預金者がいれば、当行の決算速報等の情報を与えている。（総資産約1,600億円の銀行の頭取）

2. 考察

- ・米国では、1980年代～1990年代に合計して3,000行近い金融機関が破綻しましたが、いわゆる取り付け騒ぎはほとんど発生していません。これは、預金保険限度額内の預金であれば、いかなる場合でもこれまで預金保険機構（FDIC）が保護してきたという預金保険・金融システムに対する国民の信頼感があること、また大部分の国民は現実的には預金保険限度の預金しか持っていないことが理由として考えられます。ここから推察すると、ペイオフ解禁後の日本の金融機関にとっては、預金保険制度があることの周知徹底、および預金が小口・多数となっているかどうか、つまり大口預金者に過度に依存しない資金調達構造になっていることが重要になると思われます。
- ・また、コミュニティバンクの経営者が言うように、顧客との密接なリレーションシップ、適切な情報開示、格付け取得などは有効な「ペイオフ対策」になるでしょう。
- ・米国の決済性預金は金利が低いかゼロであるため、金融機関にとっては低コスト資金の確保というメリットがあるほか、決済性預金の獲得は結果的に小口・多数・分散となるため「ペイオフ対策」にもなっています。米国では全額保護されない決済用預金が日本の場合は、金利がゼロであるなどの条件を満たせば、今後も全額保護されることから、実質的にはペイオフの全面解禁ではなく、完全に米国と同じ制度となるわけではありません。日本の場合も金融機関にとって決済用預金を促進していくことは、低コスト資金調達かつペイオフ対策という2つのメリットがあると考えられます。預金者にとっても、金利がつかないことを我慢すれば全額保護されるわけですから、「保険料」を支払っていると考えれば、全額預金保険の対象となる決済用預金は魅力的な口座になりうるでしょう。

（文責：ニューヨーク駐在 Senior Analyst 青木 武）

[戻る](#)

参考資料：連邦預金保険公社（FDIC）ウェブサイト

取材協力：連邦預金保険公社（FDIC）、ビューシー銀行、ファーストバンクアンドトラスト、カイザーフェデラル銀行、ノースダラス銀行、ウェブシティ銀行

（文中意見にわたる部分は筆者の個人的意見であり、必ずしも信金中央金庫の見解を反映させたものではありません。本レポートは、掲載時点における情報提供を目的としています。したがって施策実施・投資等についてはご自身の判断によってください。また、本稿は、執筆者が信頼できると考える各種データ等に基づき作成していますが、当研究所が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。）